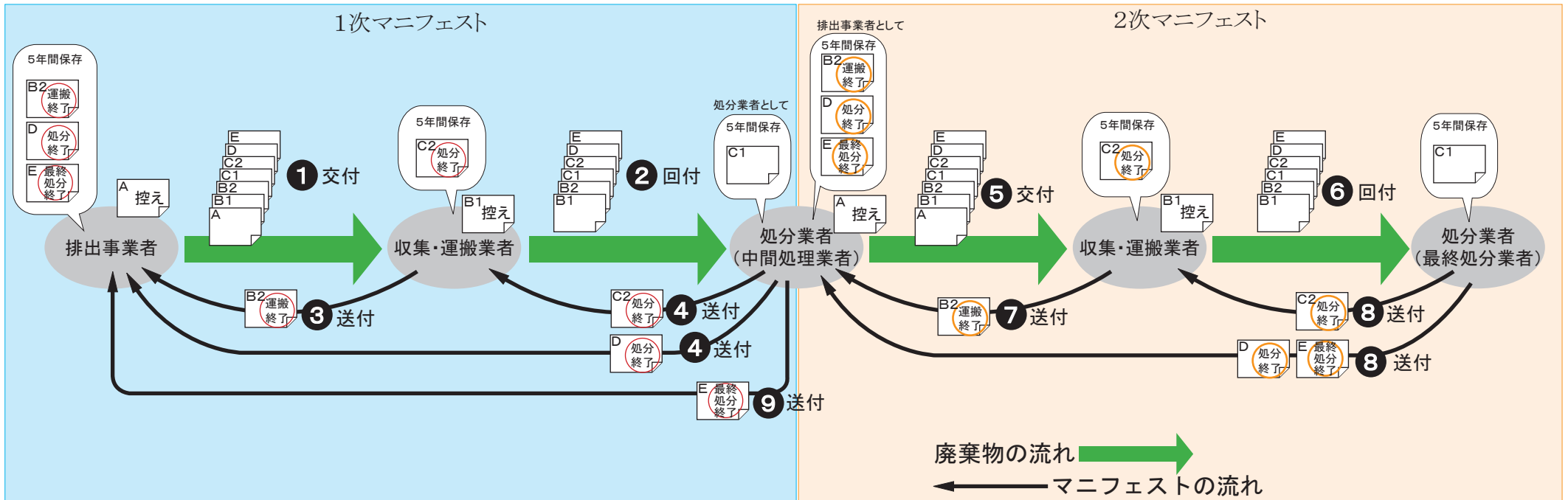


# 基本的な manifests の流れ (直行用の場合)



1次マニフェストの流れ

2次マニフェストの流れ

- 1 廃棄物引渡し時**  
 排出事業者は、7枚複写の伝票(A、B1、B2、C1、C2、D、E票)に必要な事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集・運搬業者に渡す。  
 収集・運搬業者は、廃棄物を受領する際、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬担当者欄にサイン又は押し印し、A票を排出事業者に戻す。  
 ※収集・運搬を再委託した場合、上記の「収集・運搬業者」は「再委託収集・運搬業者」とする。委託収集・運搬業者の名称等は「備考・通信欄」欄に記入する。
- 2 運搬終了時**  
 収集・運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した後、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに渡す。  
 中間処理業者はB1、B2、C1、C2、D、E票の処分担当者欄にサイン又は押し印し、B1、B2票を収集・運搬業者に戻す。  
 ※交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- 3 運搬終了報告**  
 収集・運搬業者は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者へ送付する。
- 4 処分終了後**  
 中間処理業者は、処分終了後C1、C2、D、E票に処分終了日の記入及び処分担当者のサイン又は押し印し、C1票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2票を収集・運搬業者に、D票を排出事業者それぞれ送付する。  
 ※交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

- 5 廃棄物引渡し時**  
 中間処理業者が処分委託者(排出事業者の立場)として、マニフェストを交付する(運用は左記の1に同じ)。  
 ※廃棄物を引き渡すまでに、交付したマニフェスト(2次マニフェスト)ごとの交付年月日、交付番号、及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日・交付番号を帳簿に記載する。
- 6 運搬終了時**  
 収集・運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡す。  
 最終処分業者はB1、B2、C1、C2、D、E票にサイン又は押し印し、B1、B2票を収集・運搬業者に戻す。  
 ※交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- 7 収集・運搬業者は、B1票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を中間処理業者に送付する。**
- 8 最終処分終了報告**  
 最終処分業者は、最終処分終了後C1、C2、D、E票に処分終了日と最終処分日の記入、及び処分担当者のサイン又は押し印し、C1票を自らの控えとして保管するとともに最終処分終了後10日以内に、C2票を収集・運搬業者に、D票とE票を中間処理業者に送付する。  
 ※交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- 9 最終処分終了確認時**  
 中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告(2次マニフェストのE票)を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上、1次マニフェストのE票に最終処分を行った場所の所在地・名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次マニフェストのE票受領から10日以内に、1次マニフェストのE票を排出事業者へ送付する。